

第2期 宮城県スポーツ推進計画 概要版



発行 令和5年3月
編集 宮城県企画部スポーツ振興課
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL 022-211-3178
FAX 022-211-3540
MAIL suposinss@pref.miyagi.lg.jp
URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sports/>

第2期宮城県スポーツ推進計画本文はこちらから
https://www.pref.miyagi.jp/documents/28823/02_zentaiban.pdf



この印刷物は再生紙を使用し、環境に優しい植物油インキを使用しています。
この印刷物は2,100部作成し、1部当たりの印刷単価は28.60円です。



令和5年3月
宮城県

第2期宮城県スポーツ推進計画（計画期間：令和5年度～令和14年度）の概要

1 計画の策定にあたって

■ 趣旨

平成25年3月に策定した「宮城県スポーツ推進計画」が令和4年度で終期を迎えたことから、これまでの理念を継承し、将来の本県スポーツのあるべき姿や目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにする、「第2期宮城県スポーツ推進計画」を策定するもの。

■ スポーツの価値

スポーツには「する」「みる」「ささえる」ことを通じて「楽しさ」や「喜び」などを得ることができるという「スポーツそのものが有する価値」と、スポーツを通じ、様々な社会課題の解決などが期待できるという「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」の2つの観点があります。

■ 位置付け

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条に基づき、国の「第3期スポーツ基本計画」を参酌して策定する「地方スポーツ推進計画」として位置づけます。また、「新・宮城の将来ビジョン」を踏まえた部門別計画として、関連する計画との連携を図りながら、本県スポーツの推進に向けて取り組むべき方向性を示します。

■ 本計画における「スポーツの捉え方」

スポーツ基本法における「スポーツ」の考え方を基本とし、『楽しさや喜びといった心豊かな暮らし(Well-being)を実感することができ、個人または集団がそれぞれの自発的な参画を通して目的を持って意識的に行うあらゆる身体活動全て』を「スポーツ」と捉えることとします。

2 スポーツを取り巻く現状と課題解決に向けて

現状

- 子どもの体力は、中学2年生男子を除き全国水準を下回っている
- 近年、運動部活動について、深刻な少子化に伴う持続可能性や教員の負担軽減などが課題となっており、国の検討会議において、中学校等の運動部活動の地域移行の方針が示され、その在り方が大きく変わろうとしている
- 成人の週1回以上のスポーツ実施率は全国値より低く、特に女性が低下している
- 「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合」、「子どもの肥満傾向児出現率」は全国値を上回っている
- 総合型地域スポーツクラブ未設置市町村がある
- 人口減少や少子高齢化によりスポーツ活動の担い手が不足している
- 県民が障害者スポーツに関わる機会が少ない
- 在留外国人数が増加傾向にある
- 国民体育大会総合成績は、平成23年度以降20位以下と低迷
- スポーツに関わる者全員がコンプライアンスに関する意識を高める必要がある

課題解決に向けて

- 課題1：生涯を通じた健康づくり
あらゆるライフステージにおける、運動習慣の定着と、スポーツによる健康づくり
- 課題2：特色あるまちづくり
地域の資源や特色を生かした、スポーツを通じた地域の活性化の取組
- 課題3：共生社会の実現
多様な主体が年齢、性別、障害の有無、国籍等に関係なくスポーツに参画できる環境づくり
- 課題4：競技力の向上
アスリートの発掘・育成・強化、指導者の育成及び資質向上

3 基本理念・基本方針・施策の展開

■ 基本理念

スポーツの力でひらくみやぎの未来！

■ 目指す姿

全ての県民があらゆるライフステージにおいてスポーツに親しみ、ともに活動することで、「人と人」、「地域と地域」のつながりを感じ、スポーツの価値を共有しながら夢と希望に満ちた生活を送ることができる活力ある「みやぎ」を目指します。

基本方針1 スポーツによる健康増進

目標

全ての県民の日常生活にスポーツ習慣が定着し、スポーツの価値を享受しながら、健康で生き生きと生活を送ることができる社会の実現を目指します。

- ・20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率60% (障害者は35%)
- ・小学5年生・中学2年生の体力が全国水準を上回る
- ・「自分は健康である」と感じている人の割合95%
- ・総合型地域スポーツクラブの県内全市町村への設置

施策

- 1 子どものスポーツ機会の創出
- 2 働く世代・子育て世代のスポーツ機会の創出
- 3 高齢者のスポーツ機会の創出
- 4 スポーツを支える環境の整備

基本方針2 スポーツによるまちづくり

目標

地域スポーツ活動を通じて、地域経済の活性化及びスポーツ参画人口の拡大を目指します。

- ・県民の地域スポーツ行事・活動への参加割合が50%
- ・総合型地域スポーツクラブの県内全市町村への設置
- ・地域スポーツ活動を気軽に行うことができるような情報発信環境の整備

施策

- 1 スポーツ通じた地域コミュニティの活性化
- 2 スポーツの持つ力を生かした地域の活性化
- 3 スポーツ施設の利用促進によるスポーツ参画人口の拡大

基本方針3 スポーツによる共生社会の実現

目標

性別、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、県民一人ひとりがスポーツを通して自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指します。

- ・障害者スポーツを「する」「みる」「ささえる」のいずれかの活動を行ったことがある人の割合が25%
- ・女性の週1回以上のスポーツ実施率50%
- ・スポーツをすることが好きと感じる人の割合が50%

施策

- 1 障害者スポーツの環境整備と普及促進
- 2 女性のスポーツ参画人口の拡大
- 3 多様な主体によるスポーツコミュニティの形成

基本方針4 スポーツによる感動の創出と誇りの醸成

目標

県民誰もが、誇りを持ってスポーツに携わります。また、本県ゆかりのアスリートの国内外での活躍により、県民へ感動を与えます。

- ・国民スポーツ大会総合成績10位台への飛躍
- ・公認スポーツ指導者資格保有者数の増加及び維持
- ・オリンピック・パラリンピック等国際競技大会におけるメダリスト、上位入賞者の輩出

施策

- 1 競技スポーツの推進とアスリートの発掘・育成・強化
- 2 スポーツを支える人材の育成
- 3 東京2020大会のレガシー継承
- 4 クリーンでフェアなスポーツの推進